

令和8年度 耐震改修助成金の申請について

助成対象住宅	市の助成により、耐震診断を受け、「倒壊する可能性が高い」又は「倒壊する可能性がある」と診断された住宅で、耐震改修を実施することにより倒壊しないことが判断できる住宅
助成対象者	助成対象住宅を所有する個人（共有の建築物にあっては共有者全員の合意による代表者）ただし、当該助成対象住宅について国や東京都から補強設計又は耐震改修に係る費用に対して補助を受けていないこと。
助成金額	耐震改修又は建て替え工事に要する費用（建て替え工事の場合は、耐震改修工事に要する費用相当分）の額（消費税を除く）の5分の4以内で、 110万円 を限度とします。この場合において、当該助成金の額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。
対象棟数	10棟（先着順） 予算の範囲内で決定します。
申請期間	令和8年4月1日（水）から11月30日（月）まで 受付は、土曜・日曜・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までです。（正午から午後1時までを除く。）
申請方法	申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに住宅政策課へ直接お持ちいただくか、郵送（当日消印有効）で提出してください。（別紙、様式第1号）
施工業者	次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> 市内に事業所を有し、建設業の建築工事業許可を得ている者 東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震講習会を修了した者 建設業の建築工事業許可を得ている者で、東京都又は市が公表する木造住宅耐震改修事業者講習会を受講した事業者リストに掲載されているもの
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> この制度の利用は、同一の住宅に対して1回限りです。 原則として、助成金の申請から完了報告まで、同一年度内に行うよう施工業者と事前に調整してください。複数年度にわたる場合は助成金が減額する可能性があります。 <u>必ず契約をする前に、住宅政策課へ相談のうえ、申請を行うようにしてください。</u> 契約後や工事着手後、工事完了後の助成金申請はできません。 <u>助成の決定通知を受けてから改修工事の契約を締結し、工事を行ってください。</u> <u>改修工事の実施に当たっては、工事監理者（建築士等）による工事監理が必要で</u> <u>す。</u> 助成金の決定後に、<u>工事内容や金額等の変更、工事の中止をする場合は、変更承認申請書や中止届を提出していただく場合があるので、交付決定を受けた日の属する年度の12月下旬までに住宅政策課へ連絡してください。</u> 建て替え工事の場合は、建て替え後の住宅が「<u>省エネ基準に適合すること</u>」及び「<u>土砂災害特別警戒区域外にあること</u>」が要件となります。 <u>大規模なリフォームや建て替え工事など、建築確認を要する工事の場合は、建築確認が済んだ後に申請してください。</u> 建築確認等法律に規定される適切な手続きを行わずに工事を行っていることが判明した場合は、補助の対象外となる場合があります。工事着手前に手続きの必要性について、設計者（建築士）と十分に調整・検討してください。

**必ず
お読みください**

手続の流れは、裏面をご覧ください。

耐震改修助成金交付までの手続きの流れ

1 耐震診断の実施

あきる野市耐震診断助成制度による耐震診断を受けてください。

2 助成金の申請

様式第1号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、添付書類（各1部）とともに住宅政策課へ提出してください。

◆添付書類

- ①当該年度の耐震改修に要する費用の見積書の写し 及び 建て替え工事の場合は、耐震改修工事に要する費用相当額が確認できる書類
- ②耐震診断結果報告書の写し 及び 耐震改修計画書等の耐震改修を実施することにより I_w の値が1.0相当以上となることが確認できる書類
- ③助成対象住宅の所有者が確認できる書類
- ④建て替え工事の場合は、新たに建築する住宅が省エネ基準に適合することが確認できる書類
- ⑤施工業者の建設業許可証明書の写し 又は 東京都地域住宅生産者協議会の木造住宅耐震講習会受講者証の写し
- ⑥代表者確認書（共有の建築物である場合）
- ⑦その他市長が必要と認める書類（建築確認の必要性に関する報告書）

3 助成金の決定

提出された申請書類等の内容を審査し適当と認められたときは、申請者の方へ、様式第2号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付決定通知書」を交付します。

4 契約締結 及び 実施

交付決定通知後に施工業者と耐震改修工事の契約を締結し、工事を実施してください。改修期間は、交付決定を受けた日の属する年度の2月末を目処に完了願います。

5 完了報告

耐震改修工事が完了したら、様式第7号「あきる野市木造住宅耐震改修完了報告書」に必要事項を記入のうえ、添付書類（各1部）とともに速やかに住宅政策課へ提出してください。

◆添付書類

- ①耐震改修契約書の写し
- ②当該年度の耐震改修に要する費用を証する書類 及び 費用明細書の写し
- ③耐震改修の着手前、中間時及び完了時の写真
- ④ I_w の値が耐震改修により1.0相当以上となったことを証する工事監理報告書の写し
- ⑤建築確認を要した改修工事については、検査済証の写し
- ⑥その他市長が必要と認める書類

6 助成金の額の確定

提出された完了報告書類等の内容を審査し適当と認められたときは、助成決定者の方へ、様式第8号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付額確定通知書」を交付します。

7 助成金の請求

交付額確定通知後に様式第9号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付請求書」を住宅政策課へ提出してください。

8 助成金の交付

提出された請求書に記載の指定口座へ助成金を振り込みます。